

箱根町障がい者活躍促進計画

令和2年12月

1 策定の趣旨

障がい者の職業の安定を図ることを目的とする「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、これまで障がい者を対象とした採用選考の実施等に取り組み、障がい者の雇用の促進及び職業の安定を図ってきました。

また、令和元年6月には障がい者の雇用を一層促進することを目的として、法律の改正が行われ、国及び地方公共団体が率先して障がい者を雇用する責務が明示されるとともに、障がい者である職員が、その有する能力を有効に発揮して、職業生活において活躍することの推進に関する取組を実施することができるよう、障がい者の活躍に関する計画を定めることとされました。

そこで、障がい者雇用の促進に努めるとともに、障がい者である職員の職場における更なる活躍の推進を図り、組織の活力を向上させることを目的として、本計画を策定するものです。

2 策定主体・計画期間

(1) 策定主体

障がい者の活躍推進に向けた取組みの効果的な推進や雇用管理の観点から、箱根町長、箱根町議会議長、箱根町選挙管理委員会、箱根町代表監査委員、箱根町消防長、箱根町教育委員会が連名で計画を策定します。

(2) 計画期間

本計画は、令和2年度から令和7年度までを計画期間とします。

3 障がい者雇用に関する現状と課題

箱根町においては、これまでも障がい者雇用の確保に努めてきたことにより、安定して法定雇用率を達成していました。

しかしながら、算定対象となる職員数の大幅な増加により、令和2年6月1日時点での実雇用率は、法定雇用率を下回る状況になっており、積極的な採用活動を行うことにより、法定雇用率を達成する必要があります。

また、障がい者である職員の更なる活躍のためには、雇用後における取組みも重要であることから、合理的配慮の実施による働きやすい環境づくりなど、障がい者である職員の視点や意見を踏まえた取組みが必要です。

【箱根町の障がい者雇用率の推移】

	R2.6.1	R1.6.1	H30.6.1	H29.12.1	H29.6.1
実雇用率	1.88%	2.42%	2.75%	2.43%	1.82%
雇用障がい者数	7人	7人	7人	7人	5人

4 目標

(1) 採用に関する目標

各年6月1日時点の法定雇用率を達成する。

【評価方法】 毎年の任免状況通報により把握

(2) 定着に関する目標

職場環境等を理由とする離職者を極力生じさせない。

【評価方法】 退職理由の確認による把握

(3) 満足度、ワーク・エンゲージメントに関する目標

前年度と同等以上の水準を確保する。

【評価方法】 在籍している障がいのある職員（新規採用を除く）に対し、アンケート調査を実施し、把握・進捗管理を行う。

※ワーク・エンゲージメント

働く人が仕事に対して感じている充実感や就業意欲など、心の健康度を示す概念の一つです。

5 障がい者の活躍推進に向けた取組み

(1) 障がい者の活躍を推進する体制整備

① 組織面

障害者雇用推進者として、総務防災課長を選任します。

また、障害者職業生活相談員を選任し、人事担当、産業医等とともに、障がい者の職業生活全般についての相談受付、指導を行えるよう多様な相談先を確保します。

② 人材面

障害者職業生活相談員に選任された者について、神奈川県労働局等が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講します。

(2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

現に勤務する障がい者や今後採用する障がい者の能力や希望も踏まえ、所属長は、所属職員からの聞き取り等を実施し、職務の選定及び創出について検討を行います。

また、人事担当は、障がい者を配属する部署の拡大に向けて、各部署に働きかけを行うとともに、障がい者本人の希望や職場環境を踏まえた上で配置を行います。

(3) 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

① 職場環境

新規に採用した障がい者については、面談その他の適切な方法により必要とされる配慮等を把握し、就労支援機器の購入や作業マニュアルのカスタマイズ化等、必要な措置を講じます。なお、措置を講じるに

あたっては、障がいのある職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担とならない範囲で適切に実施します。

② 募集・採用

学生を対象としたインターンシップで障がいのある学生の受け入れ希望があった場合は、希望する部署でのインターンシップが実施できるよう、可能な限り必要な措置を講じます。

また、採用選考にあたっては、障がい者からの要望を踏まえ、拡大印刷等による対応や、面接においては、手話通訳者を配置するなど障がい特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫した採用に努めます。なお、募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行いません。

- ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
- ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
- ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
- ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

③ 働き方

通院や体調に配慮するとともに、年次休暇や各種休暇の取得を推進します。

6 その他

国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労支援施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進します。